

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附 則 (期末手当に関する特例措置) 5 平成21年6月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の197.5」とする。	附 則

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市特別職の給与に関する条例(平成17年条例第50号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附 則 (期末手当に関する特例措置) 3 平成21年6月に支給する市長等の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の197.5」とする。	附 則

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成17年条例第168号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成21年6月に支給する教育長の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の197.5」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成17年10月1日から施行する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。